

宮前連絡所機能再編基本計画

平成23年3月

川崎市

宮前連絡所機能再編基本計画について

川崎市は、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第２期実行計画の基本政策Ⅶ「参加と協働による市民自治のまちづくり」の施策のひとつに、「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」を掲げています。

この施策を実現するために、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」を平成２１年３月に策定し、その中で、市内に２カ所ある連絡所については、「証明発行体制の見直し」が位置付けられています。

現在、宮前連絡所は、主に証明書発行機能と地区会館機能を有する施設として地域の方々に利用されていますが、行政サービスコーナーや行政サービス端末といった証明書発行拠点の整備が進んできたことなどもあり、証明書発行取扱い件数は減少傾向にあります。

一方で、新たな地域の課題やニーズも生じてきており、限られた本市の財産を新たな地域課題のために有効活用していくことが求められています。

こうした証明書発行取扱い件数の減少や、新たな地域課題への対応、地域コミュニティの活性化や市民活動支援という観点などを踏まえ、今後の宮前連絡所の機能再編の方向性を示した「宮前連絡所機能再編の基本的な考え方」を平成２２年９月に公表いたしました。

平成２３年２月には「宮前連絡所機能再編の基本的な考え方」の内容を検討し、「宮前連絡所機能再編基本計画素案」をとりまとめました。素案について、パブリックコメント手続きや地域説明会を実施して地域の皆様の御意見をお聞きし、このたび「宮前連絡所機能再編基本計画」を策定いたしました。

平成２３年３月

目 次

第1章 現状と課題	1
1 施設概要	1
2 沿革	2
3 課題	2
第2章 検討の経過	6
1 区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編実施方針	6
2 宮前連絡所機能再編の基本的な考え方	6
第3章 機能再編基本計画の考え方	7
1 宮前連絡所の廃止と資産の有効活用	7
2 日中活動支援拠点施設の整備	8
3 証明書発行機能	10
4 地区会館機能	11
5 施設整備手法等	12
第4章 今後のスケジュールなど	14
1 整備スケジュール	14
2 整備期間中の機能保障について	14
資料編	15

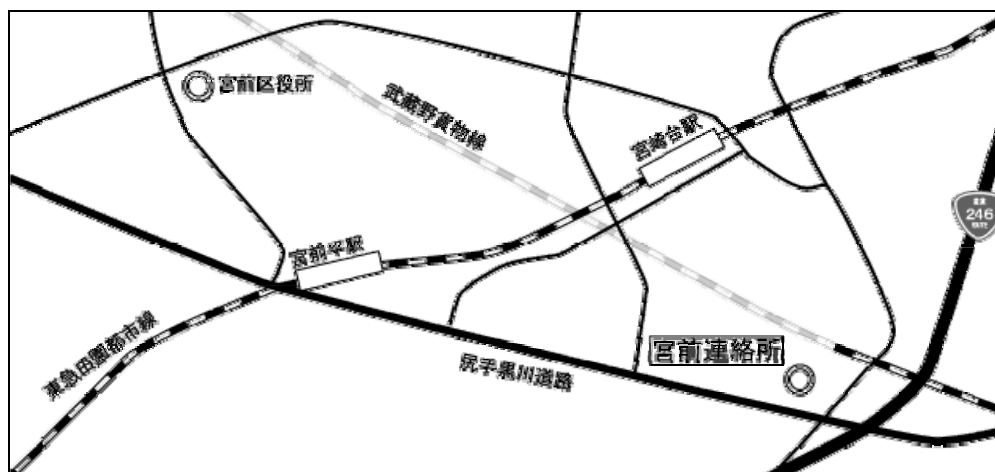
第1章 現状と課題

1 施設概要

- (1) 所在地 川崎市宮前区馬絹 1596 番地
- (2) 建築年月 昭和 50 年 3 月(耐震診断の結果、補強不要)
- (3) 建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- (4) 延床面積 1,101.20 m²
- (5) 敷地面積 1,228.80 m²
- (6) 現在の機能
 - ア 証明書発行窓口
 - イ 宮前地区会館
 - ウ 障害福祉サービス事業所「みずき」



【宮前連絡所位置図】

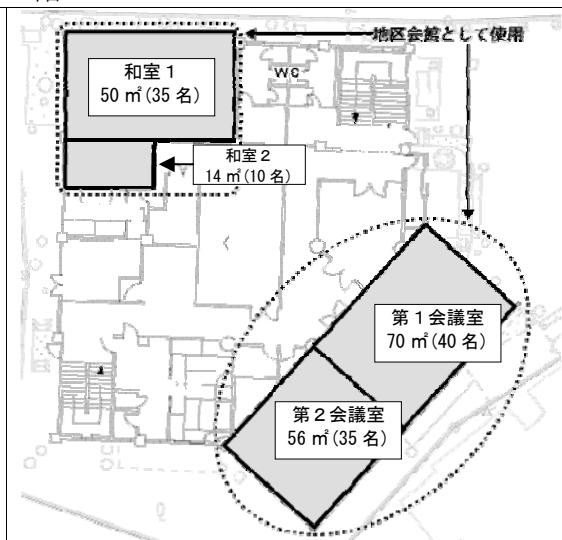


【宮前連絡所平面図】

1 階



2 階



2 沿革

昭和 13(1938)年	^{みやさき} 宮前村合併。 ^{みやまえ} 宮前出張所を置く。
昭和 21(1946)年	高津地区宮前支所となる。
昭和 22(1947)年	高津支所宮前出張所となる。
昭和 47(1972)年	政令指定都市に移行。高津区役所宮前出張所となる。
昭和 57(1982)年	高津区から宮前区を分区。宮前区役所宮前連絡所となり現在に至る。

3 課題

(1) 証明書発行窓口

ア 証明書発行窓口の概要

- (ア) 開設時間：平日 8:30～17:00
- (イ) 執行体制：非常勤職員 3 名体制
- (ウ) 行政サービス端末 1 台設置
- (エ) 証明発行業務内容(行政サービスコーナーと同様)

- ① 市内に本籍がある人の戸籍(全部・個人)事項証明書(除籍を除く)
- ② 市内に本籍がある人の戸籍の附票の写し(除附票を除く)
- ③ 住民票の写し(除票を除く)
- ④ 住民票記載事項証明書(年金の現況届けを含む)
- ⑤ 印鑑登録証明書
- ⑥ 登録原票記載事項証明書
- ⑦ 最新年度の市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書

イ 証明書発行窓口の課題

市内 6 カ所の行政サービスコーナーと市内 2 カ所の連絡所の中で、宮前連絡所の証明書発行取扱い件数(平成 21 年度 7,657 件)は、行政サービスコーナー・連絡所の平均取扱い件数(同 34,545 件)の 2 割程度となっています。また、ピーク時には年間 1 万 3 千件以上あったものが、現在では 8,000 件を切る状況となっています。



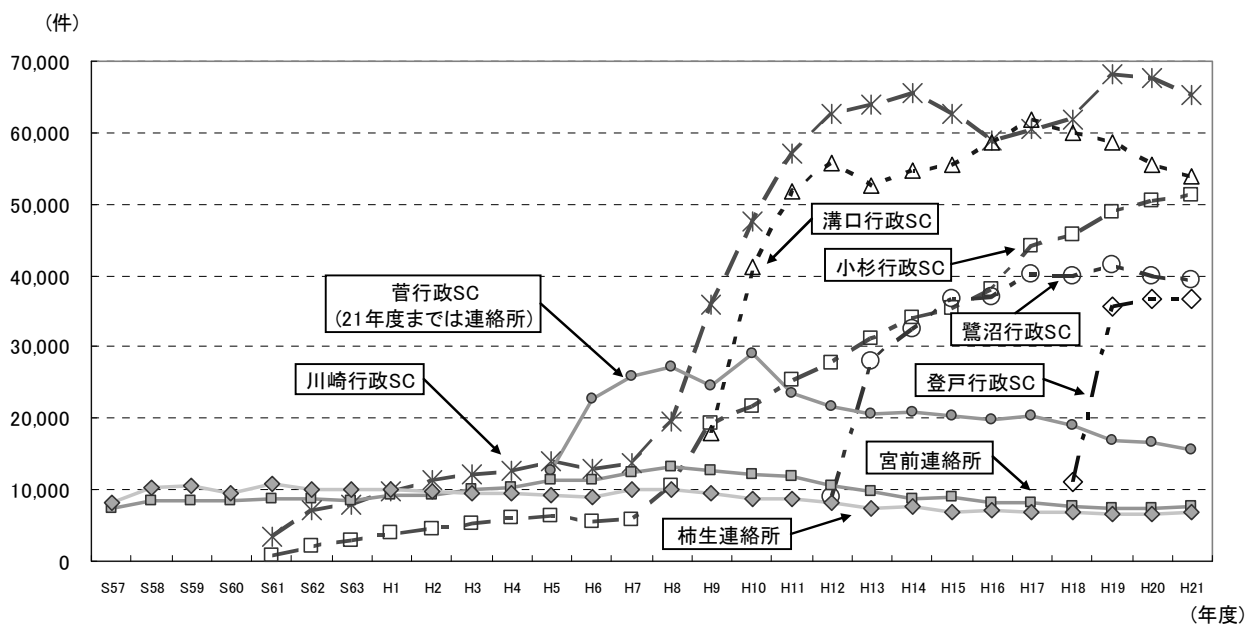
現在、証明書発行窓口には非常勤職員 3 名が配置されていますが、発行件数の減少から、証明書発行体制のあり方が課題となっています。

【平成 21 年度証明発行取扱件数】

単位:件

	川崎 行政 SC	小杉 行政 SC	溝口 行政 SC	鷺沼 行政 SC	登戸 行政 SC	菅 行政 SC	宮前 連絡所	柿生 連絡所	合計
住民票の写し	30,682	24,299	25,387	16,275	17,509	6,519	3,081	2,441	126,193
住民票記載事項 証明書	977	665	890	780	631	405	117	170	4,635
印鑑登録証明書	21,052	19,082	20,970	17,580	13,372	6,788	3,688	3,336	105,868
登録原票記載事 項証明書	824	272	216	146	204	48	10	4	1,724
戸籍事項証明	9,846	4,518	4,958	3,294	3,633	1,525	670	706	29,150
戸籍の附票	157	106	86	48	65	23	3	5	493
税証明	1,618	2,311	1,445	1,111	1,285	354	88	82	8,294
合計	65,156	51,253	53,952	39,234	36,699	15,662	7,657	6,744	276,357

【証明発行取扱件数推移】



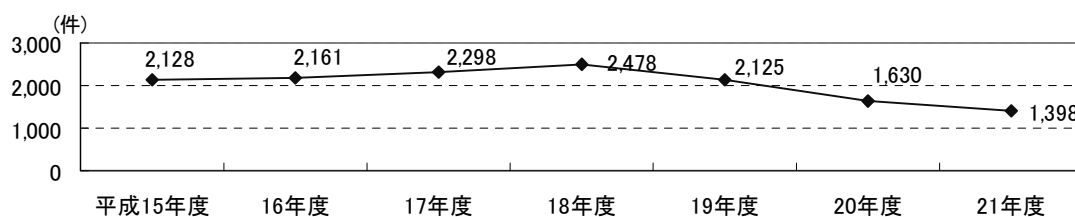
(2) 宮前地区会館

ア 宮前地区会館の概要

宮前地区会館は、昭和57年7月の宮前区分区後、地域住民のコミュニティ活動の場として、宮前連絡所庁舎の会議室を活用する形態により、地区会館利用管理要綱を制定して区民に供用が開始されました。

運営については、利用者団体による宮前地区会館運営委員会により自主運営がなされており、会議室等の使用についても、同運営委員会が行政財産目的外使用許可を受けています。

【宮前地区会館利用件数推移】



イ 宮前地区会館の課題

宮前区では、「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」に基づき、宮前連絡所を区内における市民活動支援拠点として、市の施設である宮前区役所、向丘出張所、有馬・野川生涯学習支援施設(アリーノ)の3ヵ所と、民間施設である「ふれあいスペース宮前(小規模特養フォンテーヌ鷺沼内)」と並んで位置付けています。

また、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」においては、地域が抱える様々な課題を市民自ら解決しようとする活動が活発になっているという背景を踏まえ、出張所においては会議室等を活用して、「地域振興・市民活動支援コーナー」を整

備・拡充していく方向性が示されています。

今後は、地域住民のコミュニティ活動の場としての機能に加え「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」及び「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」と整合の取れた機能や役割としていくことが課題となっています。

(3) 障害福祉サービス事業所「みずき」

ア 障害福祉サービス事業所「みずき」の概要

障害福祉サービス事業所「みずき」は、生活介護、就労継続支援を行う定員24名の知的障害者の通所型日中活動施設で、社会福祉法人「ともかわさき」が運営主体となり、宮前連絡所1階の会議室を活用して運営しています。

運営費は障害者自立支援法等による報酬を財源としているため、川崎市と直接運営委託契約を締結しているものではありませんが、会議室の使用に関しては、昭和63年4月から毎年川崎市が行政財産目的外使用許可を行っています。

イ 特別支援学校※卒業生対策上の課題

本市においては、昭和60年度から障害のある方が特別支援学校(養護学校)を卒業した後も、地域でいきいきと暮らすことができるよう、「在宅ゼロ」をテーマに日中活動の場の整備を行っています。

近年、特別支援学校の卒業生が増加傾向にあり、知的障害者通所施設の市内定員については、平成20年時点で約1,800人程度だったものが、平成25年度には2,300人程度の定員が必要になると見込まれています。

さらに、宮前区は他区と比較して、知的障害者通所施設の定員が少ない状況にあるため、今後、日中の活動の場を確実に保障していくことが課題となっています。

(4) 施設の老朽化

宮前連絡所の耐震診断の結果では補強不要となっていますが、建築後35年が経過し、室内漏水跡がみられることや設備機械装置の中には耐用年数を大幅に超えているものもあることなどから、構造躯体の劣化や設備機器の劣化による機能不全などの恐れがあるなど、老朽化が著しく進んでいます。

今後、引き続き庁舎を使用する場合には、近い将来、大幅な設備の更新や大規模リフォーム等が必要となる状況となっています。

※特別支援学校とは…心身に障害のある児童・生徒に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、障害による学習上・生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。平成19年学校教育法改正に伴い盲学校・聾学校・養護学校が統合された。

【川崎市内の主な特別支援学校】

市立ろう（聾）学校（中原区）、市立田島養護学校（川崎区）、市立養護学校（高津区）、県立中原養護学校（中原区）、県立高津養護学校（高津区）、県立麻生養護学校（麻生区）

(5) 隣接市有地

ア 隣接市有地の概要

(ア) 所在地：川崎市宮前区馬絹 1592-3

(イ) 地積：351.82 m²

(ウ) 用途地域：近隣商業地域(建ぺい率 80%、容積率 200%)



イ これまでの経過

- | | |
|---------------|---|
| 平成 13 年 6 月 | 土地の寄付を受ける |
| 平成 18 年 2 月 | 宮前区役所を中心に市民意見の集約及び活用方策の検討を開始 |
| 平成 19 年 1 月 | 県警察(警察署)との協議開始(現在まで継続して協議中) |
| 平成 19 年 11 月 | |
| ～平成 20 年 12 月 | 地域との意見交換会を 4 回開催し、当該市有地の有効活用に関する意見がまとまる(「ウ 地域の意向」参照)。 |

ウ 地域の意向

地域防犯上の観点から、用地の一部を馬絹交番の移転先用地として活用するとともに、残りの土地については、宮前連絡所用地として一体的な有効活用を図ることが望ましい、との意向が示されています。

エ これまでの検討状況及び課題

地域の意向を踏まえ、馬絹交番移転候補地として関係機関と調整を行ってきましたが、現段階では、馬絹交番の建物が相当期間使用可能であることなどの理由から、引き続き協議・調整に時間を要する状況となっています。

第2章 検討の経過

第1章にあるように、宮前連絡所には、①証明書発行体制のあり方、②宮前地区会館の今後のあり方、③特別支援学校卒業生の日中の活動の場の確保、④隣接市有地の有効活用という課題があることから、これらの課題を踏まえ、機能再編に向けた検討を次のとおり行ってきました。

1 区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編実施方針

(全体像については、18～19 ページ参照)

市内に2ヶ所ある連絡所については、平成21年3月に策定した「区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」において、次のように位置付けられました。

宮前連絡所と柿生連絡所については、年々証明発行件数が減少しているため、有人による窓口の廃止も含めた証明発行体制の効率化について検討していきます。

また、併設する地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していきます。

2 宮前連絡所機能再編の基本的な考え方

(概要版については、20～21 ページ参照)

「区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」を踏まえ、平成22年9月に「宮前連絡所機能再編の基本的な考え方」をとりまとめ、機能再編の方向性を次のとおりとしました。

- ① 宮前連絡所は、隣接する市有地の有効活用を含め、今後策定予定の障害者通所事業所整備計画に基づき、地域交流スペースを併設する知的障害者通所施設等への機能再編を視野に検討を進める。
- ② 証明書発行機能は、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき有人窓口の廃止も含めた証明書発行体制の効率化について検討を進める。
- ③ 宮前地区会館の機能は、市民活動支援拠点機能と併せて、地域交流スペースを有効活用する方向で検討を進める。

また、隣接市有地については、「宮前連絡所機能再編の基本的な考え方」において、将来の馬絹交番の移転を見据え、一定程度を移転用地として確保しておくものとします。

第3章 機能再編基本計画の考え方

「区役所と支所、出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」及び「宮前連絡所機能再編の基本的な考え方」を踏まえ、宮前連絡所について次のとおり機能再編するものとします。

- ① 平成23年度末をもって宮前連絡所を廃止し、その用地と隣接市有地については、地域課題の解決に向けて有効活用を図る。
- ② 宮前連絡所の用地と隣接市有地を有効活用し、特別支援学校等卒業生対策として、地域交流スペースを併設する日中活動支援拠点施設を整備する。
- ③ 各種証明書の発行については、日中活動支援拠点施設内に行政サービス端末を設置し継続して実施する。
- ④ 宮前地区会館の機能は、市民活動支援拠点機能と併せて、日中活動支援拠点施設内の地域交流スペース等を有効活用する。
- ⑤ 日中活動支援拠点施設への機能再編整備にあたっては、既存建物を除却し建替える。

1 宮前連絡所の廃止と資産の有効活用

宮前連絡所の主たる業務である証明書発行窓口については、開設時間や設置場所は異なりますが、同一の証明書交付機能のある行政サービスコーナーと比較して取扱い件数が少ないことや、ここ数年減少傾向にあり今後も増加傾向に転じる見込みが低いこともあり、平成23年度末をもって、宮前連絡所を廃止するものとします。

なお、廃止した後の宮前連絡所用地と隣接市有地については、地域の課題解決に向けて有効活用を図るものとします。

また、障害福祉サービス事業所「みずき」、証明書発行及び宮前地区会館の各機能については、次により機能の確保を図ります。

2 日中活動支援拠点施設の整備

(1) 「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画」における位置付け

近年、特別支援学校の卒業生は増加傾向にあり、平成22年度から31年度の10年間は約1900名の卒業生が見込まれています。これは、これまで10年間の倍に近い増加となります。こうしたことから平成22年12月に策定した「特別支援学校等卒業生対策に伴う障害者通所事業所整備計画(以下、「障害者通所事業所整備計画」といいます。)」では、特別支援学校卒業生の日中活動の場を確保するための拠点として、各区に日中活動支援拠点施設を整備することとしています。

(2) 日中活動支援拠点施設の機能

日中活動支援拠点施設の機能については、障害者通所事業所整備計画において、次のとおりとしています。

＜日中活動支援拠点施設の機能＞

地域（区）を単位としたネットワークの構築と地域支援の統括を図り、利用者の障害特性や動向に合わせて、施設の規模や施設間の移行や小グループ化などを推進します。

このため、卒業生の増加に応じて80名程度の受け入れが可能な生活介護事業所を整備し、利用者の多様性に応じてユニット化することにより障害特性に対応した支援を進めていきます。

拠点施設において安定したケースについては、区内の事業所や地域活動支援センターなどへの移行を図っていくほか、高齢期に至ったケースについては、分場施設を整備するなど、通過型で中長期的な流れのある施設をめざして、将来的な区内の卒業生の増減に柔軟に対応していきます。

このほか、地域支援として相談支援を実施するとともに、4名程度の小規模な地域ショートステイを設置して、緊急対応可能な支援の場とします。

また、ボランティアの組織化や職員研修、地域交流など幅広い活動を推進します。

このように、拠点施設は地域のすべての障害者への支援を行うこととし、ショートステイを活用しながら24時間、365日を支援する地域での生活に寄り添った支援を実施していきます。

(3) 宮前区における取組

宮前区では他区と比較して知的障害者通所施設の定員が少ないことや、特別支援学校卒業生対策上の課題を踏まえ、廃止後の宮前連絡所の用地と隣接市有地を有効活用し、日中活動支援拠点施設の整備を進めます。

また、宮前連絡所の機能である証明書発行機能や地区会館機能についても引き続き確保を図る必要性から、宮前区における日中活動支援拠点施設については、概ね次の機能と面積(概算)が必要と見込まれます。

ア	日中活動支援拠点機能	1,900 m ² 程度
	日中活動支援	
	短期入所	
	相談事業	
	ふれあい喫茶（就労継続支援）	
	会議室	
	事務室	
イ	証明書発行機能	10 m ² 程度
	行政サービス端末設置スペース	
ウ	地区会館機能	200 m ² 程度
	地域交流スペース	

※ 上記面積は、廊下・階段・トイレ・エレベーター等の共用スペースを含んだ目安の面積です。

(4) 運営主体について

日中活動支援拠点施設の整備については、後述するように既存建物の除却・建替えによる整備を予定していることから、本市が公募して選考のうえ決定する法人が、自ら施設整備を行い、施設を運営する民設民営方式を予定しています。

したがって、施設における各機能の具体的な内容や配置については、法人が主体となって検討を進めることになります。

3 証明書発行機能

(1) 行政サービス端末による証明書発行

証明書発行業務については、日中活動支援拠点施設内の十分なセキュリティを確保した場所に行政サービス端末を設置し、証明書発行業務を継続するものとします。

＜行政サービス端末の概要＞

● 証明書等の自動交付

- ① 市内に本籍がある人の戸籍(全部・個人)事項証明書(除籍を除く)
- ② 市内に本籍がある人の戸籍の附票の写し(除附票を除く)
- ③ 住民票の写し(除票を除く)
- ④ 住民票記載事項証明書(年金の現況届けを含む)
- ⑤ 印鑑登録証明書
- ⑥ 登録原票記載事項証明書
- ⑦ 最新年度の市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書

● 電子申請

- ① 粗大ごみの収集申し込み
- ② 水道の使用開始・休止届 など
(ただし添付書類を必要とするものを除く)

● 利用に必要なもの

- ① 利用者識別登録をした「かわさき市民カード」
- ② 有効な公的個人認証サービスの電子証明書が格納された「住民基本台帳カード」

● その他

- ① 端末の使い方が分からない利用者のために、備付けの電話機でヘルプデスクへの問合せが可能



(2) 行政サービス端末の運用方法等について

現在、宮前区連絡所に設置されている行政サービス端末については、証明書発行業務に携わっている非常勤職員が、用紙補充、紙詰まり対応や金銭管理などの業務を行ってきました。機能再編後の日中活動支援拠点施設においては、本市職員は配置しない予定であることから、行政サービス端末の管理方法等については、日中活動支援拠点施設の運営法人を含む民間委託等も視野に入れ、今後検討していきます。

4 地区会館機能

(1) 機能再編後に求められる機能

宮前地区会館は、地域住民のコミュニティ活動の場として、長年にわたって地域の方々に利用されてきましたが、前述したように、市民活動支援拠点としての機能や役割も持たせていく必要性から、宮前連絡所の機能再編後における地域住民のコミュニティ活動の場と市民活動支援拠点（地域振興・市民活動支援コーナー）の機能については、日中活動支援拠点施設内に設けられる地域交流スペースを有効活用します。

なお、市民活動支援拠点の機能としては、会議・打合せ・各種作業ができるスペースや、パンフレットの設置やポスター等が掲示・展示ができるコーナーなどを想定していますが、実際の整備にあたっては市民ニーズや地域特性、施設状況などを考慮しながら進めます。

(2) 地域交流スペースの規模、配置等

地域交流スペースについては、原則として地域の方々に自由に利用していただくことを想定していますが、その規模や施設内における配置などの具体的な内容については、日中活動支援拠点施設を運営する法人の選定が終了した後、地域のご意見を伺いながら本市と法人で協議し検討を進めます。

5 施設整備手法等

(1) 宮前連絡所機能再編の整備手法

宮前連絡所の機能再編にあたっては、次の「整備手法の比較」を総合的に判断して、建替えによる整備手法を採用します。

また、隣接市有地については、一部を地域要望の強い馬絹交番移設用地として確保するとともに、残りの土地については日中活動支援拠点施設の整備用地として一体的に有効活用を図るものとします。

【整備手法の比較】

①「建替え」の場合

- ◆ 現在の連絡所用地と隣接市有地を一体的に有効活用することができるため、利用者の増加に対応した駐車場スペースの十分な確保が可能。
- ◆ 土地の高度利用を図ることにより、障害者施設の定員を 80 人程度まで確保できる。
- ◆ 新規整備のため、施設寿命がリセットされるほか、民設民営であることから今後本市に維持補修費が発生しない。

②「リフォーム」の場合

- ◆ 現在の連絡所の躯体をベースに整備するため、使用可能な床面積は現在とほぼ同等であることが想定される。
- ◆ また、障害者施設の定員も「建替え」の場合ほど確保できない。
- ◆ 基本的に杭など建築物の基礎部分はそのまま活用されるため、整備後の建物寿命は「建替え」の場合よりも短い。
- ◆ 駐車場の拡張や隣接市有地の活用方策については、別途の検討が必要になる場合がある。

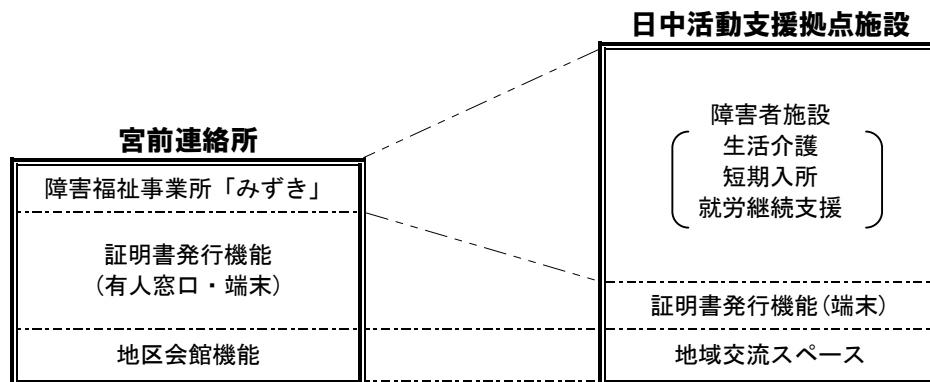
(参考) 宮前連絡所機能再編の整備手法等については、「川崎版 PRE 戦略かわさき資産マネジメントプラン(第 1 期取組期間の実施方針)」のモデルケースとなっています。

(2) 再編における全体機能イメージ

これまでの内容を総合すると、宮前連絡所の再編における機能イメージは次のようになります。

【現状】

【機能再編後】

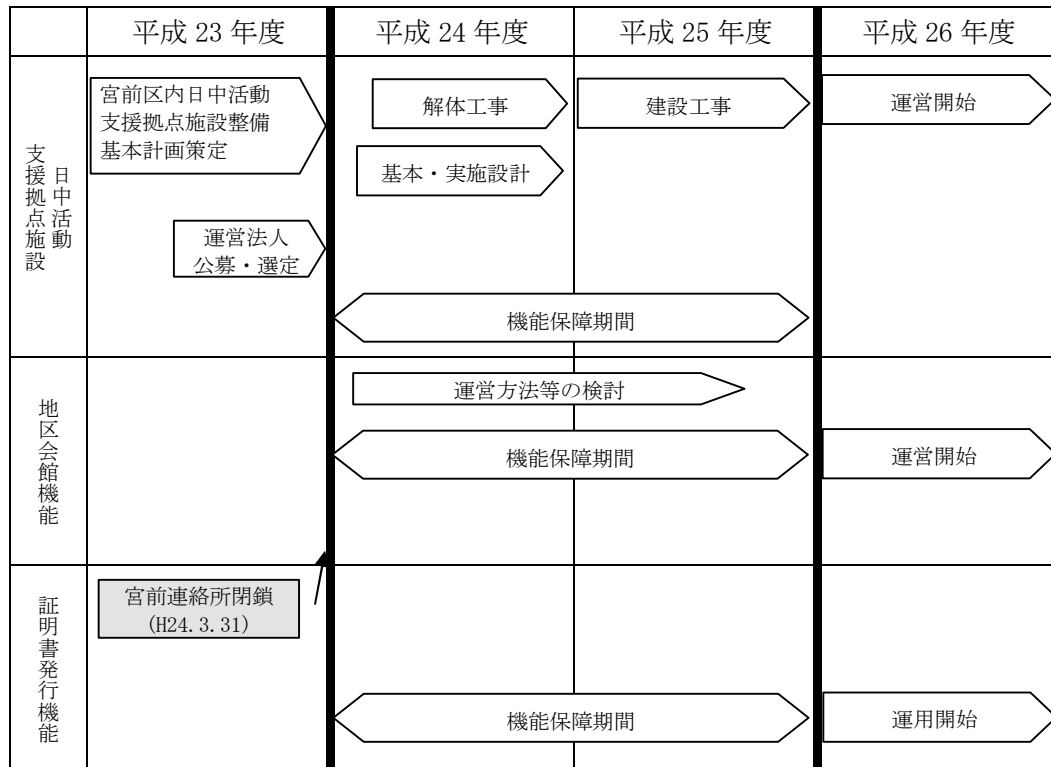


	現状		機能再編後(イメージ)	
	宮前連絡所	隣接市有地	日中活動支援拠点施設	隣接市有地
3階			生活介護 短期入所 など	
2階	宮前地区会館		生活介護 など	
1階	証明書発行窓口 行政サービス端末 障害福祉サービス事業所「みずき」		地域交流スペース 行政サービス端末 相談事業 ふれあい喫茶 など	交番用地

現在は、宮前連絡所に地区会館機能と障害福祉サービス事業所「みずき」が付随した形になっていますが、機能再編後は、日中活動支援拠点施設を主体に証明書発行機能と地域交流スペースを併設する形とします。

第4章 今後のスケジュールなど

1 整備スケジュール



2 整備期間中の機能保障について

宮前連絡所は、平成 23 年度末での閉鎖を予定していますが、日中活動支援拠点施設が整備されるまでの期間については、従来の機能について、確保していく必要がありますので、仮設建築物の設置により機能確保を図るために、今後関係機関と調整を進めます。

また、各種証明書の発行については、宮前連絡所の閉鎖とともに有人窓口による証明書発行業務は終了しますが、引き続き行政サービス端末を上記仮設建築物に設置してまいります。

資 料 編

資料 1 区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針 全体像

資料 2 宮前連絡所機能再編の基本的な考え方 概要

区役所と支所・出張所等の窓

基本目標

区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能を

第2期実行計画 における取組

- ◆区役所を中心としたわかりやすい窓口サービス提供体制の構築
- ◆支所・出張所等の地域振興機能と地域の市民活動支援機能の充実
- ◆行政サービスコーナーの利便性向上と行政サービス端末の利用促進
- ◆(仮称)市税事務所の設置による市税部門の充実と効率化

1 これまでの窓口サービス向上の取組と 現在の窓口体制 【3～6ページ】

区役所 川崎、幸、中原、高津、 宮前、多摩、麻生

【これまでの主な取組】

- ◆窓口混雑期の臨時窓口開設を適宜実施 平成16年3月～
- ◆行政サービス端末の設置(各2台) 平成19年6月実施
- ◆毎月第2・第4土曜日窓口開設 平成19年10月～
- ◆区役所サービス向上指針の策定 平成20年4月実施
- ◆区内全域の届出を区役所で受付 平成20年10月実施

市民税課・資産税課・納税課

支所 大師、田島

【これまでの主な取組】

- ◆行政サービス端末の設置(各1台) 平成19年6月実施

出張所 日吉、橘、向丘、生田

【これまでの主な取組】

- ◆行政サービス端末の設置(各1台) 平成19年6月実施

行政サービスコーナー 川崎、小杉、溝口、 鷺沼、登戸

【これまでの主な取組】

- ◆登戸行政サービスコーナーの開設 平成18年12月実施
(図書返却・観光案内等のサービスも提供)
- ◆行政サービス端末の設置(各1台) 平成20年4月実施

連絡所 宮前、菅、柿生

【これまでの主な取組】

- ◆行政サービス端末の設置(各1台) 平成20年4月実施
- ◆証明発行の市内全域対応 平成20年4月実施
- ◆証明取扱種類の拡大(端末設置による) 平成20年4月実施

2 窓口機能の課題と 機能再編の方向性 【7～14ページ】

【課題1】

総合的・機能的・
効率的な
窓口サービス提供体制
の構築

【課題2】

支所・出張所に
求められる新たな
機能と役割への対応

【課題3】

行政サービスコーナー
の利便性向上と
連絡所の効率化

【課題4】

行政サービス端末の
利用促進

ロサービス機能再編の全体像

見直し、効率的で利便性の高いサービスの提供を行います。

3

窓口機能の再編と効率化のための主な取組

【15～24 ページ】

区役所

川崎、幸、中原、高津、宮前、多摩、麻生

- ◎市民参加と協働による区行政の推進
- ◎地域の課題解決と窓口サービスの総合的な拠点

【幸区・高津区・宮前区・多摩区】

- ◆日吉・橘・向丘・生田出張所の住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約 平成23年度内実施予定

【川崎区】

- ◆今後概ね10年程度の期間で進めていく富士見地区の整備にあわせて、川崎区役所の移転・整備について具体化し、大師・田島支所の機能再編について検討する。

【全区】

- ◆(仮称)市税事務所の設置に伴う区役所市税部門の機能再編 平成23年度内実施予定

支所・出張所

大師、田島、日吉、橘、向丘、生田

- ◎地域振興・市民活動を支援する機能の充実
- ◎市内全域を対象とした証明発行サービスの地域における拠点

【出張所】

- ◆地域振興・市民活動支援機能の整備・充実 平成23年度以降順次供用開始
- ◆日吉・橘・向丘・生田出張所の住所変更や戸籍等の届出窓口を区役所に集約 平成23年度内実施予定

【支所】

- ◆今後概ね10年程度の期間で進めていく富士見地区の整備にあわせて、川崎区役所の移転・整備について具体化し、大師・田島支所の機能再編について検討する。

(仮称)行政サービスコーナー

川崎、小杉、溝口、鷺沼、
宮前、登戸、菅、柿生

- ◎市内全域を対象とした証明発行サービスの地域における拠点
- ◎地域の身近な情報提供スポット

【今後の取組内容】

平成22年度以降可能なものから順次実施

- ◆川崎・小杉・溝口・鷺沼・登戸行政SCの日曜日開設時間の拡大
- ◆菅連絡所の開設日・開設時間の拡大
- ◆宮前・柿生連絡所の証明発行体制の見直し
- ◆川崎、小杉行政SCの適地移転の検討

行政サービス 端末の 利便性の向上

【今後の取組内容】

- ◆かわさき市民カードの広報の充実
- ◆証明発行手数料の見直し
- ◆旧印鑑登録証からかわさき市民カードへの切替えの促進

(仮称)市税事務所

南部、中部、中部分室、北部

【今後の取組内容】

平成23年度内実施予定

- ◆市税専門組織として市内3カ所の事務所と1カ所の分室に再編
- ◆よりわかりやすく、内容の充実したサービスを提供
- ◆市内全域の申告や証明発行の手続きを受付
区役所では、引き続き証明発行窓口や税務相談窓口を設置するとともに、市・県民税の申告の時期には、臨時窓口を開設します。

1. 宮前連絡所の概要

①施設概要

- ・所在地 川崎市宮前区馬絹 1596 番地
- ・建築年月 昭和 50(1975)年 3 月
- ・建物構造 鉄筋コンクリート造 2 階建
- ・延床面積 1,101.20 m²
- ・敷地面積 1,228.80 m²

②沿革

- ・昭和 13(1938)年 宮前村合併
- ・昭和 21(1946)年 高津地区区
- ・昭和 22(1947)年 高津支所
- ・昭和 47(1972)年 政令指定
- ・昭和 57(1982)年 高津区から

③現在の機能

(1) 証明書発行窓口

- ・平日 8:30~17:00 開設
- ・非常勤職員 3 名体制
- ・行政サービス端末 1 台設置
- ・発行できる証明書→行政サービスコーナーと同様(7 種類)

(2) 宮前地区会館

- ・宮前区分区後、「宮前地区」の増進並びに文化教養の向上に使用許可により会議室等を
- ・利用者団体による宮前地区

2. 宮前連絡所の課題

①証明書発行体制

●証明書窓口発行取扱い件数の減少

- ・7,657 件 (宮前連絡所 平成 21 年度実績)
- ・34,545 件 (行政 SC・連絡所平均 平成 21 年度実績)

●証明書発行体制のあり方

- ・非常勤職員 3 名が配置されているが、証明書発行件数の少なから証明書発行体制のあり方が課題となっている。

②地区会館機能

●施設の老朽化

- ・築 35 年が経ち、施設の老朽

●新たな機能や役割検討の必要

- ・区内における市民活動拠点、「区、地域レベルでの市民活動ライン」等の考え方と整合を

④隣接市有地の有効活用

- ・宮前連絡所に隣接して尻手黒川道路に面した市有地(351.82 m²)があるが、低未利用状態となっている(平)
- ・当該地については、馬絹交番の移転先用地としての活用が望ましいとの地域要望が出されており、引き続き

3. 宮前連絡所機能再編の基本的な考え方

①機能再編の方向性

- ① 宮前連絡所は、隣接する市有地の有効活用を含め、今後策定予定の障害者通所事業所整備計画に基づき、地域交流スペースを併設する知的障害者通所施設等への機能再編を視野に検討を進める。

- ② 証明書発行機能は、「区」サービス機能再編実施方針に基づき、新たな証明書発行体制の効

<主体となる機能について>

- (現 状) 宮前連絡所に地区会館機能と障害福祉サービス事業所が付随
- (再編後) 新たな施設を主体に証明書発行業務と地域交流スペースを併設

<隣接市有地の扱い>

- ・現在の宮前連絡所の
- ・地域要望の強い馬絹

②今後の課題とスケジュール

●知的障害者通所施設等の具体的な整備方法など

- ・大規模リフォーム又は既存建物の除却・建替え
→資産の効果的な運用の観点からライフサイクルコストなどを総合的に検討

●機能再編工事期間中における機能保障の検討

- ・工事期間中における連絡所の各機能について費用対効果の面から検討

22 年度

宮前連絡所機能再編
基本計画策定障害者通所事業所整備
計画策定

基本的な考え方 概要

井。宮前出張所を置く。
 宮前支所となる。
 宮前出張所となる。
 市に移行。高津区役所宮前出張所となる。
 宮前区を分区。宮前区役所宮前連絡所となり現在に至る。



に居住する市民相互の交流及び福祉
 上」を目的として、行政財産目的外
 使用。
 会館運営委員会を設け自主運営。

(3) 障害福祉サービス事業所「みずき」

- ・知的障害者の通所型日中活動施設（生活介護、就労継続支援）。定員 24 名。
- ・昭和 63 年 4 月から、行政財産目的外使用許可により施設を使用。「社会福祉法人 とまかわさき」が運営主体。

化が著しく進んでいる。
 要性
 の 1 つとしての位置付けがあり、
 手動支援拠点の整備に関するガイド
 図る必要がある。

③障害福祉サービス事業所「みずき」

●運営方法

- ・現在は、宮前連絡所の行政財産目的外使用許可を受けて運営している。

●特別支援学校卒業生対策

- ・特別支援学校の卒業生が増加する傾向にあり、日中の活動の場を確実に保障していくことが課題となっている。

成 13 年寄附受納)。
 き協議・調整を行っていく。

役所と支所・出張所等の窓口サー
 ー」に基づき有人窓口の廃止を含め
 率化について検討を進める。

③ 宮前地区会館の機能については、市民活動支援拠点機能
 と併せて、地域交流スペースを有効活用する方向で検討を
 進める。

土地・建物と隣接市有地を一体的に活用していく方向で検討
 交番の移転を見据え、一定程度を移転用地として確保

	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
計画策定	宮前連絡所機能再編実施 計画策定	宮前連絡所機能再編実施計画に基づく取組の順次実施		

宮前連絡所機能再編基本計画

平成23年3月

【お問合せ】

総合企画局自治政策部(区行政改革推進担当)

電 話：044-200-2309

F A X：044-200-3800

E-mail：20kusei@city.kawasaki.jp